

平成 26 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 日 本 工 営 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 有 元 龍 一
(コード：1954 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
深 作 克 弥
電 話 番 号 03-5276-2454

株式会社黒川紀章建築都市設計事務所とのスポンサー契約締結
並びに事業譲受けについてのお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 15 日付で東京地方裁判所に民事再生手続き開始を申し立てた株式会社黒川紀章建築都市設計事務所（以下、「黒川事務所」という。）との間でスポンサー契約を締結し、黒川事務所が展開している事業の円滑な再生を目的として、当社が新設する子会社において黒川事務所の事業を譲り受けること（計画外事業譲渡）を合意いたしましたので、以下の通りお知らせします。

記

1. スポンサー就任及び事業譲受けの背景

当社は、予てより黒川事務所と主に海外の都市開発分野で協働関係を築いてまいりましたが、今般、黒川事務所の要請を受けて、同社の貴重な業績と経営資源の承継とともに国の内外に広がる都市の整備と開発領域での事業拡大を目的として、スポンサー就任及び事業譲受けに合意いたしました。

2. 事業譲受けの内容

(1) 子会社の名称

株式会社黒川紀章建築都市設計事務所

(2) 譲受け事業の内容

同社の建築設計業務

(3) 譲受け資産・負債の項目

事業譲渡日に業務が完了せず、業務提供が継続している取引、譲受け事業に関して必要とされる資産ならびに全従業員。

なお、有利子負債については一切承継いたしません。

3. 譲渡会社の概要

(1) 名称	株式会社黒川紀章建築都市設計事務所
(2) 主な事業内容	都市設計監理、都市計画、地域計画、土木設計監理
(3) 設立年月日	1968 年 12 月 24 日
(4) 本社所在地	東京都港区赤坂九丁目 5 番 14 号
(5) 代表者	黒川未来夫

(6)資本金	金 100 百万円
(7)従業員数	14 名
(8)当社との関係	該当事項はありません。

4. 譲受会社の概要

(1)名称	株式会社黒川紀章建築都市設計事務所
(2)設立年月日	2015 年 1 月上旬頃予定
(3)当社との関係	当社の 100%出資子会社

5. 日程

平成 26 年 12 月 22 日：事業譲渡契約締結

平成 27 年 1 月 15 日頃：事業譲受け期日

6. 今後の予定及び見通し

今後、黒川事務所との間で事業譲渡契約を締結し、民事再生法に定められた裁判所の許可を受け
たうえで事業の譲受けを実行する予定であります。

なお、本件による平成 27 年 6 月期の業績予想に与える影響はございません。

以上